

石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町

# 合併協議会だより

平成15年7月10日発行 No.6



第6回合併協議会（石和町スコレーセンター）



第1回新市将来構想策定小委員会

## 新市将来構想の 原案を作成

平成15年6月27日、石和町役場会議室において第1回新市将来構想策定小委員会を開催し、新市将来構想の原案がまとまりました。（主な内容は2～3ページに掲載）

また、新市の名称募集期間を9月1日から9月30日とすることが決定されました。

新市の将来像

“にぎわい・やすらぎ・きらめき”

躍動するふれあい文化都市

基本理念

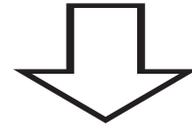
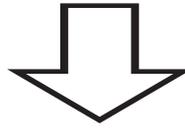
活力ある交流都市の  
創造

基本理念

快適な生活都市の  
創造

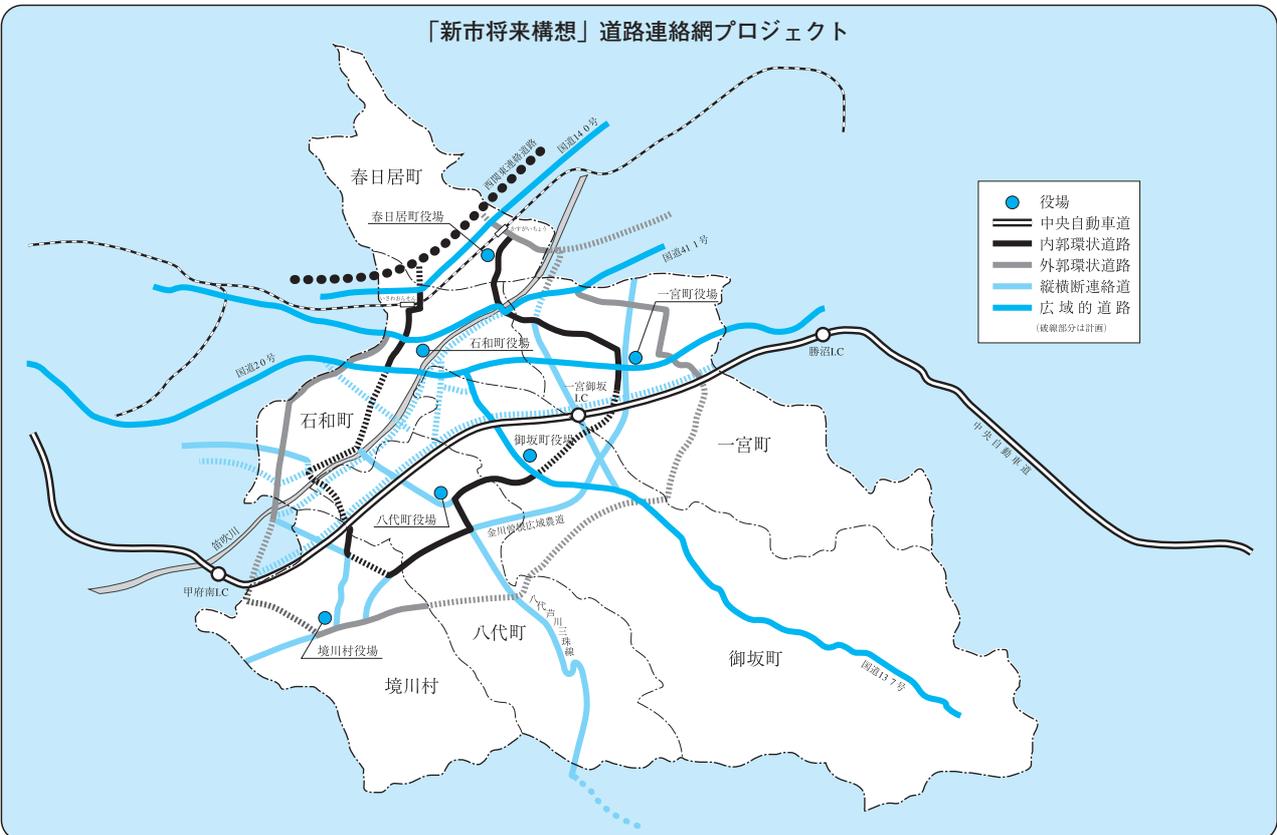
基本理念

個性輝く自立都市の  
創造



- ◎ 豊かな地域資源と実り多い産業、人々の往来による「にぎわい」のある都市づくり
- ◎ 自然環境と共生した、安心して健やかに暮らせる「やすらぎ」のある都市づくり
- ◎ 個性輝く人々が育ち、個性光る地域経営をする「きらめき」のある都市づくり

「新市将来構想」道路連絡網プロジェクト



## 将来構想原案の概要

新市将来構想とは、合併6町村を一体的な地域と想定した将来のビジョンであり、新市の10年から15年先のまちづくりの方向性を示すものです。

この原案は、「地域の概要」、「地域の現況」を把握する中で「地域の課題」を分析し、「新市の将来像」及び「実現のための施策」を示しています。また、「新市の状況」として人口や財政規模等についても予測しています。

新市は甲府盆地の中央部やや東寄りに位置し、古代遺跡や古道、さらに由緒ある神社仏閣や石仏群、神楽等の無形文化財や行事、そして近代における芸術や文学に足跡を残す多くの文化人等、多様で豊かな特色ある文化資源を有する地域です。

一方、産業面では、果樹や畑作を中心とする農業、石和・春日居地区を中心とする温泉観光、中央自動車道一宮御坂インターチェンジ周辺における工業立地、JR中央線石和温泉駅や春日居町駅を中心とした商業立地など、農・観・工・商が新市内各所にバランス良く配置されるとともに、特に温泉資源と果樹農業を活かした観光産業が地域の産業構造を特色付けています。

このような地域の現状を踏まえ、本地域における現況や特性を集約し、新市のまちづくりの基本理念を「活力ある交流都市の創造」「快適な生活都市の創造」「個性輝く自立都市の創造」といたしました。

この基本理念に基づき、新市のまちづくりの将来像を、“にぎわい・やすらぎ・きらめき”「躍動するふれあい文化都市」とし、合併後のまちづくりを進めることとしています。

## 施策の体系

地域の将来像 “にぎわい・やすらぎ・きらめき”

「躍動するふれあい文化都市」を実現するために、事業計画の立案と計画推進に努めます。

### ○ 活力ある交流都市の創造

#### ・ 活力と交流の都市基盤づくり

計画的な土地利用や都市づくり、道路網の整備、交通環境及び市街地・集落環境の整備、自然環境の管理・活用、景観形成など

#### ・ 活力と交流の産業づくり

農林業・商工業・観光の振興、交流施設の充実、勤労者福祉、雇用促進など

### ○ 快適な生活都市の創造

#### ・ 快適な生活環境づくり

住宅・住環境の整備、生活の情報化、循環型社会づくり、公園・憩いの場の整備など

#### ・ 快適で安心な暮らしづくり

子育て環境・保健・医療・介護保険事業・各種福祉施策の充実、安心できる環境整備（防災、防犯、バリアフリー）など

### ○ 個性輝く自立都市の創造

#### ・ 個性輝く自立した人づくり

幼児・義務教育の振興、青少年活動の促進、生涯学習社会・スポーツの振興、歴史・文化財の保全、男女共同参画の推進など

#### ・ 個性輝く自立した自治づくり

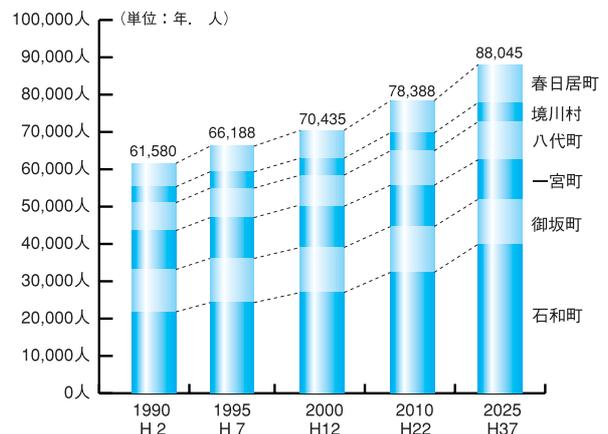
住民参加型行政の推進、行政機能・体制の強化、情報化の推進、広報・広聴の充実、健全な財政運営の推進など

## 人口の推移

区分	1990年 平成2年	1995年 平成7年	2000年 平成12年	2010年 平成22年	2025年 平成37年
石和町	21,809	24,286	26,989	32,391	39,933
御坂町	11,339	11,840	12,067	12,279	12,053
一宮町	10,414	10,929	11,036	11,056	10,574
八代町	7,482	7,886	8,336	9,224	10,201
境川村	4,278	4,386	4,551	4,828	5,118
春日居町	6,258	6,861	7,456	8,610	10,166
新市	61,580	66,188	70,435	78,388	88,045

※平成2年・7年・12年は国勢調査による

※平成22年と37年は(助統計情報研究開発センター)推計人口による



## 承認された項目

(数字は協定番号)

平成15年6月12日に開催した、第6回合併協議会で承認された項目は次のとおりです。

### 11 一般職員の身分の取扱い

#### (1) 職員の身分及び定数管理

①一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条によりすべて新市の職員として引き継ぐ。

②職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

#### (2) 職員の給与及び職名の取扱い

①職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。ただし、現職員については現給を保障する。

②職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。

③職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し、統一を図る。

### 12 特別職及び付属機関の委員等の身分の取扱い

特別職等(消防団員は除く。)の身分については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

(1) 常勤特別職の身分については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。

(2) 議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。

(3) 行政委員会の委員数、任期については法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。

(4) その他の条例で定める特別職については、6町村全てに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町村ないし5町村にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額は現行の制度を基に調整する。

### 19 行政連絡機構(行政区)の取扱い

行政連絡機構(行政区)の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 行政区(自治会組織)については、現行どおり新市に移行する。

(2) 新市移行後も、(仮)行政区長設置に関する条例等を定め、連絡組織を設ける。任期、改選時期等

については、当分の間、旧町村の実情を考慮し、統一にむけ努力する。

(3) 区長等の報酬額については積算根拠の一元化を図り、合併時まで調整する。

(4) 行政配付物の配付方法は当面現行のとおりとし、配付回数については月1~2回程度とし、新市において調整する。

### 35 建設・建築事業の取扱い

継続中の事業については、新市に引き継ぐ。道路整備に係る用地取得、補償基準及び整備基準は新市の基準を作成する。

建設工事執行規則については、新市にあわせた規則を制定する。

### 38 公共下水道の取扱い

基本的には現状のまま新市に引き継ぎ、受益者負担金や使用料等は、当面現行のとおりとし、できる限り早期に新市において統一をする。

### 41 戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取扱い

システム等の充実を図り、住民サービスの向上に努めることとする。

### 44 介護保険の取扱い

介護保険の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 新市における介護保険事業計画を策定し、事業の健全で円滑な運営及び介護サービスの向上と平準化を図るものとする。

(2) 保険料については、新市の介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。

(3) 新市においても、必要な保険料及び利用料の軽減対策を実施するものとする。

(4) 納期は、石和町・御坂町・八代町・境川村の例により統一を図る。

(5) 認定審査会は、新市の組織において設置運営するものとする。

### 49 保健衛生の取扱い

保健衛生の事務事業については、母子保健法、老人保健法、感染症予防・医療法、結核予防法、精神保健

福祉法により実施しなければならない事業の調整と推進を行う。また、従来の業務に加えて、少子化と急速な高齢化の進展、食生活、運動習慣等を原因とする生活習慣病の増加による要介護者割合の増加、虐待など時代を反映する新たな問題に対して支援が求められていることを踏まえて、総合的な事業が展開できるように調整する。

また、新市において新たに策定する保健計画では、健康増進法（平成15年5月1日施行）の目的や、健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）の趣旨を取り入れ、平均寿命の延伸を目的とした従来の考えから脱却し、痴呆や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間、いわゆる健康寿命の延伸と、生活の質の向上を図るため、住民の主体的な参加による生涯を通じた健康づくり対策を講ずるものとする。

(1) 母子保健について、母子手帳発行、母親学級、妊婦・乳幼児健診委託、新生児訪問指導、乳児健診は現行どおり継続して実施するが、内容については合併時まで調整する。幼児健診は1歳6ヶ月、2歳、3歳、5歳児健診を実施する。

(2) 予防接種については、予防接種法に基づき現行のとおり実施する。

(3) 成人保健について、健康手帳、健康教育、健康相談、各種検診説明会については、現行制度を継続して実施するが、内容については合併時まで調整する。健康診査、人間ドック、各種検診は現行制度を継続して実施するが、内容については合併時まで調整する。自己負担金については金額を統一する。機能訓練は、A型・B型とも実施する。訪問指導は、合併時には現行制度を継続し、新市において充実を図る。

(4) 保健センター等については現行のとおり新市に引き継ぐ。

(5) 献血は主催者を一本化し、月1回実施する。また、健康まつりを実施する。

(6) 食生活改善推進委員会、愛育班は連合会形式で継続する。

## 52 廃棄物・し尿処理の取り扱い

(1) ごみの分別については、当面現行のとおりとするが新市移行後において統一を図る。

(2) ごみの収集については、当面現行のまま新市へ引き継ぐこととし、収集運搬体制(直営・委託)については処理施設等が確定した時点で統一を図れるよう調整する。



第6回合併協議会(石和町スコレーセンター)で質問する委員

なお、収集頻度については合併翌年度より統一できるよう調整する。

(3) ごみの処理については、現行のまま新市へ引き継ぐこととし、処理施設については合併後検討することとする。

なお、可燃ゴミについては指定袋とすることで調整を図る。

(4) 廃棄物減量化対策、環境保全対策、汚染監視体制等については制度の統一を図るとともに、現行の体制を低下させないように努める。

関係補助金及び報酬については、内容を精査し合併までに統一できるよう調整する。

(5) し尿・汚泥処理施設については、現行のまま移行する方向で調整を図ることとし、新市において整備等を含め検討する。

## 60 生涯学習施設の取り扱い

生涯学習施設、公民館施設等の管理・運営については、原則として現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

## 61 社会体育の取り扱い

(1) 各種スポーツ大会及びスポーツ教室については、現行どおり引き継ぎ、新市において調整する。

(2) 傷害見舞金や大会出場奨励費等、各種制度については、現行どおり引き継ぎ、新市全体の均衡を保つため、新市において調整する。

(3) 体育協会については、組織の意向を尊重しつつ、速やかに統合できるよう、新市において調整に努める。

(4) 体育指導委員、スポーツ振興審議会委員等については、新市において設置し、定数、任期等必要な事項は合併時に調整する。

体育指導委員の定数については、現行水準が低下しないよう調整する。

**募集期間**  
9月1日～30日

## 新市の名称を 募集します

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町合併協議会では、新市の名称を募集します。

当地域の特徴を表す名称や地理的にイメージできる名称など、あなたの理想や願いを表した名称を考えてみませんか。

応募方法などくわしくは、8月に配布する「新市名称募集のお知らせ（新市将来構想と同時配布）」をご覧ください。

### 【選定基準】

1. 県内に現存している市町村名及び同市町村名を含む名称は使用しない
2. 漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された名称
3. 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町地域が地理的にイメージできる名称
4. 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町地域の歴史や文化にちなんだ名称
5. 石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町地域の特徴を表す名称
6. 住民の理想や願いにちなんだ名称
7. その他、新市名にふさわしい名称

### 【賞品】

1. 特賞（1名）  
全国共通商品券10万円分
2. 優秀賞（10名以内）  
全国共通商品券一人につき1万円分
3. ロクちゃん賞（50名以内）  
図書券一人につき2千円分

### 【くわしくは】

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町  
合併協議会事務局  
電話 055-261-6291

## 6町村の 庁舎を視察

### 総務・企画小委員会

法定協議会に移行後、各小委員会は分科会や専門部会での調査検討を経て提出された事項について協議を行っており、6月26日に開催した総務・企画小委員会では、委員12名が6町村役場庁舎の視察を行いました。

これは、第3回合併協議会において、当面現有庁舎の一つを新市の本所（市役所）とし、その他の庁舎を支所とする暫定的な措置とすることが決定されていて、合併協定項目で定めている「新市の事務所の位置」に関する協議事項については、同委員会に付託されていることから今回の視察となりました。

視察後の会議では、合併時においては本所機能を現状の各町村役場庁舎に分散する、分庁方式とすることが確認されました。



役場庁舎を視察する委員

今後は、同委員会において新市の事務所の位置及び暫定本庁舎、分庁舎等を選定し、法定合併協議会を経て決定されます。

## 合併 Q & A

皆さまからお寄せいただいた、主なご質問・お問い合わせに対する回答を掲載いたしました。

### Q 合併すると暮らしは良くなるの？

A (1) 旧町村の間の境界がなくなるので、合併前の各町がそれぞれの場所に建てた図書館、スポーツ施設、保健・福祉施設等を使えるようになります。

(2) 各役場が一緒になるので、職員間の切磋琢磨により能力向上が図られて、これからの地方分権の時代に国や県に頼ることなく、身近なことは、市で決めて実行できるようになります。また、合併で組織が大きくなると専門分化がすすみ、特定の専門職を置くことができ、住民の皆さんに高度なサービスを提供できます。

(3) 重複する内部管理部門（住民向けの行政サービスを直接行わない人事、財政、企画などの部門）等をスリム化でき、サービスのレベルを維持しながら人件費を減らすことができます。

### Q 合併すると住民の声が届きにくくなりませんか？

A たしかに議員1人あたりの住民の数は増えるので、議会を通じた間接民主制を補完していく仕組みは合併前以上に求められるでしょう。住民の皆さんの声を直接聴いてきちんと反映させるような仕組みをもっと増やしていくことによって、きめ細やかなサービスを提供することができるようになります。

### Q 町村合併によって高校の通学区域は変わるのですか。

A 現在、6町村の高等学校の通学区域は、一宮町、春日居町は『東山梨学区』、石和町、御坂町、八代町は『石和学区』、境川村は『甲府・石和学区』となっています。

高等学校の通学区域については、行政の枠組みを優先に考えているものではなく、生徒の通学の利便性を考えて設定されているものです。

したがって、市町村合併により行政の枠組みが変更されたとしても、高等学校の通学区域が変更されるものではありません。

山梨県教委においても、現段階では、現在の通学区域の変更は考えていないとのことでした。

### Q 中道町が甲府と合併したら斎場はどうなるのですか。

A 合併協議会における協議の中で、広域行政の調整は重要課題の一つとなっています。

消防、斎場、ゴミ処理場などの広域の市町村で共同処理または共同利用している業務は、『一部事務組合』という構成市町村の負担金により運営されている、法的な取り扱いを受ける特別の地方公共団体です。

したがって、合併の枠組みによって、脱退や変更になるものではありません。

広域行政事務組合(一部事務組合)の統合や区域の再編は、県あるいは国の認可が必要であり、施設などの財産や、職員の配置など簡単に整理できるものではないため、当面は住民生活に支障をきたさないよう、現行どおり新市に移行していくことが考えられ、引き続き斎場は利用できますのでご安心下さい。

運営負担金などについても構成町村と十分協議を行い、住民にとって不利にならないよう今後調整を図っていきます。

### Q 合併までの各町村の職員採用について制限があるのですか？

A 現在、6町村の職員数は、合併後の類似団体との比較による試算値を120名程度上回っています。当然新市においては、試算値に近づけるため、退職者の補充を控えるなどして職員採用を制限することはあると思われれます。

合併前の6町村の職員採用については、合併までは各町村の事務事業があるため、基本的には通常の定員管理に基づいて職員採用を行い、特に制限はしないようです。

### Q 市町村合併により、職員も合理化の対象になると思います。若い職員の将来や、家族を養う職員の責任はどう保障されるのでしょうか。

A 市町村合併は地方行政の構造改革であり、その効果としては、行財政能力の向上、広域的視点にたったまちづくり、サービス水準の向上、行政組織の効率化、公共施設等の有効活用などが期待されます。

当然、行政組織や職員数についても適正規模にする必要がありますが、住民サービスの低下をまねくようなことがないよう、ある程度の年数をかけて調整していくことになります。

なお、市町村合併の特例に関する法律で、一般職の職員は引き続き新市の職員としての身分が保障されています。



釈迦堂遺跡博物館周辺（一宮町）から6町村を望む（7月5日撮影）

一大果実郷である6町村の町並みを見渡せる釈迦堂遺跡博物館周辺から見た景色。手前には一宮、右手には春日居そして左に目を移すと石和、御坂、八代、境川の町並み、中央には中央自動車道も見えます。

4月上旬には残雪の南アルプスとピンクのじゅうたんを敷き詰めたように見える桃の花が織り成す景色が素晴らしく、県内外から大勢の観光客が訪れます。

## 協議会は傍聴できます

合併協議会は傍聴できます。会議の日程はインターネットのホームページをご覧ください。事務局に電話で問い合わせしてください。

なお、協議の内容は「合併協議会だより」に掲載しますが、会議録や協議会資料は事務局で閲覧できますし、ホームページでも公開しますのでご覧ください。

## ご意見・ご質問をお寄せください。

合併に関するご意見・ご質問は  
 合併協議会事務局 TEL055-261-6291  
 E-mail : kyogikai@office-gappei.jp  
 または、各町村役場合併担当課へ

## 6町村の人口と世帯

平成15年6月1日現在 / 住民基本台帳

町村名	人口	世帯数
石和町	26,962人	10,736世帯
御坂町	12,397人	3,768世帯
一宮町	11,406人	3,523世帯
八代町	8,710人	2,687世帯
境川村	4,769人	1,444世帯
春日居町	7,152人	2,650世帯
合計	71,396人	24,808世帯

## ホームページへアクセスを

☆掲示板で語ろう

“いつでも 誰でも 好きな時間に”  
 アクセスしてね。  
 ご意見・ご質問も  
 お待ちしてま〜す。



ロフちゃん

ホームページのアドレスは  
<http://www.office-gappei.jp/>